平成２７年（フ）第１４７号
北海道登別市鷲別町４丁目27番地２
債務者　齋藤　麻美（旧姓安達）
１　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
北海道中川郡本別町北７丁目６番地９
債務者　神　　孝則
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
盛岡市箱清水１丁目20番21号
債務者　日野杉嘉朗
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３８５号
盛岡市箱清水１丁目20番21号
債務者　日野杉マサ
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５３号
茨城県ひたちなか市大字中根3329番地１　グランディオスＳＹ－Ｂ棟105号
債務者　田中　一志
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６３号
茨城県常陸大宮市秋田363番地の２
債務者　鯉沼　政和
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０４号
愛知県一宮市篭屋１丁目12番16号　フォーブル花曜201号
債務者　松葉　秋夫
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３４９号
愛知県一宮市松降通８丁目４番地　ジュネスターナーＡ棟203号
債務者　鈴木　健二
１　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４６号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目488番地　福庭荘６号室（旧住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋775番地55）
債務者　池本　　響
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第８４７号
広島県東広島市高屋町白市721番地12
債務者　元川　政洋
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５１号
広島市中区西十日市町２番26―403号
債務者　村松　　愛
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７６号
広島市西区東観音町28番20号
債務者　岩本ナオミ
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９０号
香川県高松市元山町1172番地
債務者　石川　笑美（旧姓片岡）
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８４８号
福岡市東区多々良１丁目６番18―406号
債務者　小川喜代子
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６４号
福岡市東区八田４丁目７番8542号
債務者　岩本　伸吾
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８７８号
福岡市東区香椎駅前３丁目17番21―302号
債務者　大野富美代
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５号
福岡市南区野多目６丁目６番６―201号
債務者　松永　　歩
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５号
福岡県嘉麻市口春664番地８　ウイングコート105号
債務者　中村　幸菜（旧姓セイントフラー）
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部